

登録情報および予稿原稿の取り扱いについて

1. 登録情報の取り扱いについて

- 1-1 研究会ウェブサイトより研究会への参加登録を行った者(以下参加者)は、登録情報のうち、氏名、所属機関名、発表分野、発表題目、共同研究者名、発表概要につき、実行委員会が将来的に発行する可能性のある研究会概要集に掲載することを承認するものとします。またその掲載方法、様式等については、実行委員会に一任するものとします。
- 1-2 実行委員会は、参加者の登録情報を研究会運営の目的のみに利用するものとします。
- 1-3 実行委員会は、以下アからエに該当する場合を除き、登録情報の第三者への開示または提供は行わないものとします。
 - ア 参加者本人の同意がある場合
 - イ 統計的なデータなど本人を識別することができない状態で開示・提供する場合
 - ウ 法令に基づき開示・提供を求められた場合
 - エ 今後開催される技術研究会の案内等に利用する場合
- 1-4 実行委員会は、研究会の残務処理が終了した後、登録情報全てを適切な方法で破棄するものとします。

2. 予稿原稿の取り扱いについて

- 2-1 参加者のうち、技術発表を行う者(以下発表者)は、自己の発表内容を実行委員会指定の書式により記述した原稿(以下予稿原稿)を、実行委員会に提出するものとします。
- 2-2 予稿原稿の著作権は、発表者に帰属します。
- 2-3 発表者は、予稿原稿を印刷物や電子データ等の形式で出版、複製、配布、公表、保存する権利を実行委員会に与えるものとします。
- 2-4 発表者は、予稿原稿の内容に著作権、知的財産権、肖像権、特許権等の侵害に当たる箇所があった場合、その責任を負うものとし、その結果発生したいかなる損害についても実行委員会および主催者はその責任を負わないものとします。
- 2-5 予稿原稿をもとに実行委員会が作成した研究会報告集やウェブページの活用は自己責任において行われるものとし、閲覧等に基づいて発生したいかなる損害についても実行委員会および主催者はその責任を負わないものとします。